〇課設置条例

平成 19 年3月 30 日条例第9号

課設置条例

課設置条例(昭和36年12月2日条例第20号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、課等の設置およびその分掌事務を定めるものとする。

(課等の設置)

第2条 村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課および室を設置する。

総務課

福祉課

振興課

会計室

(課および室の分掌事務)

第3条 課および室の分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 庶務に関する事項
- (2) 議会および法務に関する事項
- (3) 企画および財政に関する事項
- (4) 税務に関する事項
- (5) 財産に関する事項
- (6) 他の所管に属さない事項 福祉課
- (1) 住民に関する事項
- (2) 保健福祉に関する事項

振興課

- (1) 農林水産業に関する事項
- (2) 建設に関する事項
- (3) 商工および観光に関する事項
- (4) 水道および生活環境に関する事項 会計室
- (1) 会計に関する事項
- (2) 決算の調整に関する事項
- (3) 備品および物品に関する事項 (臨時又は特殊な事務の分掌)

第4条 臨時又は特殊な事務については、前条の規定にかかわらず、村長においてその分掌課を定めることができる。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。